

※コース開始日を変更して一旦延期した後にコースをキャンセルされた場合、変更のお申し出をした日付が変更前のコース開始日より前日より起算して44日自以降の場合は、アメリカキャンパスおよびアメリカキャンパス以外から、コース開始日を変更した際の変更手数料とは別に、上記(a)または(b)に規定するキャンセル費用をお支払いいただきます。

※2キャンパス以上および2つ以上のプログラムを同時お申込みいただいた場合、EF登録料は1キャンパスまたはプログラム分のみご請求となります。但しプログラムをキャンセルされる場合には、同時お申込みいただいた各キャンパスに対して、EFキャンセル諸条件に準じキャンセル費用をお支払いいただきます。

※コース費用支払後のキャンセルは各キャンパス費用を差し引いたご返金となりますが、その際の返金に関する手数料などはお客様のご負担となります。

21. EFによるコース開始前の変更

EFはプログラムの条件を変更する権利を有します。プログラムに大幅な変更が必要となった場合、EFはお客様に対し変更の提案と価格への影響（適用される場合）をお知らせいたします。EFからの通知後、以下のいずれを選択されるかを8日以内に書面にてお知らせいただきます。もし、期限までにいずれの選択もお知らせいただかなかった場合、EFが提案した変更内容承諾されたものとみなします。

- (a) 提案された変更内容を承諾
- (b) 変更の時点でEFが提供できる代替のプログラム（価格、基準とも当初お申込みプログラムと同等の）があれば、それを承諾
- (c) お申込みを解約

22. 退学

・EFキャンパスに到着後、コース途中の退学を希望される場合は、必ずEFスクールディレクターに報告の上、書面「Booking Change Notification」（以下、書面）にご署名いただきます。すべての手続きは、書面にご署名いただいた日を基準に行います。

・退学による日本側での返金の手続きなどの事務手続きが発生する場合には、事務手数料を申し付けさせていただきます。また、現地キャンパスにて別選手数料がかかる場合がございます。

・どの時点の退学においてもEF登録料、入学金、書類緊急郵送料、緊急手配料、EFキャンセル保険料、空港滞在先開の送迎料（特別迎え費用を含む）、パスパス、前泊、コース教材費の返金は一切ありません。

- ・退学に関する費用は、選単位で算出いたします。変更はすべて選単位で受け付け、1選単位の費用はコース費用をご参加されるプログラムの総選数で除して算出いたします。プログラム開始後12週間分の費用は、上記より算出された費用に20%を乗じて加えた金額といたします。授業料は、上記のコース費用に40%を乗じて算出した以上長期プログラムの場合。
- ・払い戻しはいかなる場合でも、EF日本事務局を通じてのみ行われ、その際、払い戻しに関する手数料はお客様の負担となります。返金明細書の発行日より2年以内にご返金先の情報をいただく必要が、ご返金いたします。
- ・最後に授業を受けた日を退学日として定義します。退学に関する費用は、選単位で算出いたします。
- ・アメリカキャンパスでは、30日以上連続で授業を受けることができなかった場合、自動的に退学として処理されます。

アメリカキャンパス以外

上記「書面」とは別に、退学届をご提出いただきます。EFは、EFの規則・授業の出席指針、または現地自治体/州/連邦法に違反した参加者の退学に対し、一切の返金の責を負いません。

短期プログラム:

お申込み回数にかかわらず、コースを途中で退学する場合は、遅くとも4週間前までに書面にて申請してください。退学日までに受講するコース費用を全て差し引いたコース費用残額を返金いたします。4週間前までに書面で申請がなされない場合は、上記費用に加え、書類申請日の翌週から起算して4週間分のプログラム費用（滞在追加費用等も含む）を、事務手数料25,000円を差し引いたコース費用残額金額を返金いたします。

長期プログラム:

お申込み回数にかかわらず、プログラムを途中で退学する場合は、遅くとも4週間前までに現地キャンパス長に書面にて申請してください。

4週間前までに書面で申請がなされない場合は、書類申請日の翌週から起算して4週間分のプログラム費用（滞在追加費用等も含む）は受講および滞在したものとみなし、返金の対象とはなりません。既に受講した期間分の授業料、既に使用した滞在費用、残りの滞在諸費用の50%、既に使用した滞在追加費用、事務手数料25,000円をすべて差し引いた金額を返金致します。下記最終退学日以降の退学については、授業料、滞在諸費用の返金はいりません。

※最終退学日は下記の通りです。

プログラム	最終退学日
2020年1月プログラム	2020年4月3日
2020年4月プログラム	2020年6月5日
2020年6月プログラム	2020年8月28日
2020年9月プログラム	2020年12月18日

アメリカキャンパス

- (a) プログラム開始後4週間以内に退学を申し出た場合：開始後4週間分のプログラム費用（3週間以下のコースにお申込みの場合は全プログラム費用）と既に使用した滞在追加費用および払い戻し不可費用として前述のキャンセル料（ただし、上限を55,000円、カリフォルニア州の場合は27,500円とする）を差し引いた金額を返金いたします。
- (b) プログラム開始後5週目以降かつプログラム期間の半分未満（カリフォルニア州のEFキャンパスにご参加の場合はプログラム期間の60%未満）の期間で退学のお申し出の場合：既に受講した期間分のプログラム費用（算出方法は上記参照）、既に使用した滞在追加費用、および払い戻し不可費用として前述のキャンセル料（ただし、上限を55,000円、カリフォルニア州の場合は27,500円とする）をすべて差し引いた金額を返金いたします。
- (c) お申込みをしたプログラム期間の半分以上が経過した後で退学のお申し出をした場合は、返金は一切ありません（未使用分の滞在追加費用、後泊費用を除く）。各プログラムは、1つないし複数の学期から構成され、その期間は定められています（最長12ヵ月間）。
- (d) カリフォルニア州のEFキャンパスにご参加の場合：プログラム開始後1週目に退学した場合は、授業料金額を返金いたします。プログラム開始後2週目以降に退学する場合は、上記(a)、(b)、(c)を適用します。またカリフォルニア州のEFキャンパスの最終退学日はプログラム期間の60%が経過した時点となります。
- (e) アメリカキャンパスプログラムの退学により返金が生じた場合、最終出席日から45日以内（カリフォルニア州の場合は30日以内）に返金を先行いたしました。ただし、お客様より返金先銀行口座情報が適時に提供されなかった場合は、この限りではありません。

23. 到着遅れおよび休学

プログラム開始日に到着が間に合わなかったり、欠席された場合、その分の費用の返金ではできません。欠席された分の期間を補うために、プログラム期間を個人的にずらすことはできません。欠席はいる理由によってもその分の返金はいりません。プログラムの途中にて休学する場合、申請できる期間は選単位となります。4週間以上前申請してください。また、申請時に、申請料が必要となります。休学できる条件は各キャンパスにより異なりますので、各参加キャンパスにてご確認ください。休学申請後に退学をする場合、休学申請前のプログラム期間設定を基本的に返金額などに算出します。

24. EFによる参加契約の解除

- (a) EF指定の支払期日にお支払いが確認されない場合は、プログラムキャンセルとみなし、別項のキャンセル規定が適用されます。
- (b) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき、契約を解除させていただきます場合があります。その際はプログラム費用金額払い戻しまでを上限とし、その他に関する補償は一切いたしません。
- (c) 心身の状態や既往症、その他の事由でプログラム開始に不適切であるとEFが判断した場合、また、現地でプログラム運営の円滑な実施を妨げる恐れがあるとEFが判断した場合、お申込みをお断りすることがあります。その際はプログラム費用全額払い戻しまでを上限とし、その他に関する補償はいたしません。
- (d) EFプログラムご参加中に疾病、障害等により医師の診断や加療を必要とする状態になったとEFが判断した場合、またはその他の事由により、プログラムの円滑な運営を妨げる恐れがあるとEFが判断した場合には、退学等の必要な措置を講じる場合があります。
- (e) 参加者が著しくプログラムの趣旨・約束・禁止事項等（出席率が各参加キャンパスの基準に達していない場合など）に反したと参加キャンパスまたは受け入れ家庭が判断した場合、他参加生やEFの所有物に損害を与えるような行為をした場合、滞在国内の法律に触れるような違反を犯した場合、警察の介入を受けた場合などは、退学処分もしくは滞在をお断りする場合があります。アメリカキャンパス以外のプログラムに参加している間に、これらの理由にて退学、または滞在を先着自己手配された場合は既存期間分も含め、返金は一切いたしません。滞在中自分で確保する費用、移動費用、食費、退学に伴う帰国に関する一切の費用等は自己負担となり、手配もご自身で行っていただきます。

25. パスポートとビザ（査証）

原則、学生ビザでの渡航となり、渡航時に必要と

なるパスポート、ビザはお客様の責任で取得していただきます。ビザの情報は予告なく変更になる場合がございますので、必ずお客様ご自身で大使館等に最新の情報をご確認ください。ビザ取得に必要な費用は、お客様の負担となります。ビザ取得費用がお申込み時に別途必要になる場合があります。この費用は、お申込み後一切ご返金いたしません。

26. 一部の渡航先における別途規定

オーストラリア、ニュージーランド、ブリティッシュコロンビア州（カナダ）、およびシンガポールのプログラムに参加されるお客様は追加のお手続きが必要となります。現地規定詳細につきましては、EF日本事務局にお問い合わせください。18歳以下のお客様がブリティッシュコロンビア州（カナダ）のプログラムに参加される場合には後見人費用が必要となる場合があります。88ページに記載されている、他のEFプログラムに関しましては、別途専用パンフレットをご用意しております。お申込方法、諸条件が異なるので、こちらをご覧ください。

27. オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールにおける法

- (a) オーストラリアでは、ESOS法で国が定めるTPS (Tuition Protection Scheme) により、EFインターナショナルランゲージキャンパスが債務不履行となった場合にプログラム費用が保護されます。詳しくは、www.tps.gov.au をご覧ください。また、オーストラリア消費者保護法が適用となります。
- (b) ニュージーランドでは、Education Act 253 項(1)により、EFインターナショナルランゲージキャンパスがプログラムの提供を停止した場合に、お客様が申込みされたプログラム費用のすべてが保護されます。
- (c) シンガポールでは、EduTrust Certification Schemeにより、キャンパスが採用するFee Protection Scheme (FPS) でプログラム費用が保護されます。

28. 外国為替交換レート変動に基づくパンフレット上の費用変更

- (a) パンフレットに記載されている費用は、2019年6月21日現在の外国為替交換レートを基準として算出しております。
- (b) 経済情勢の変化等により海外為替レートに着目し変動が生じた場合、プログラム費用等が為替変動率分を追加いたします。
- (c) プログラム費用等を変更する場合には、プログラム開始日より起算して20日目に当たる日より前に告知いたします。
- (d) EF日本事務局より既に請求書が発送され、支払期日にお支払いいただいたプログラム費用がある場合には、追加請求書発行日における外国為替レートに基づき算出された為替変動率分を追加したプログラム費用等をお支払いいただいた金額を控除した額を請求させていただきます。
- (e) EF日本事務局より請求書が発送され、もしくは発送した後、未だお支払いをいただけない場合には、為替変動率分を追加させていただきます。為替変動率分は、請求書に記載された日付の外国為替レートに基づき算出いたします。

(f) 変更対象となるものにはプログラム費用の他、滞在費、空港滞在先開の送迎費が含まれます。

29. 個人情報の取扱いについて

EFのプログラムにご参加に際し提供された個人情報（氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスなど）については、お客様との間の連絡に利用させていただくほか、国内外を問わず、EFとその関連会社・提携企業により、提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。EFでは、欧州委員会にて採択された標準個人情報保護法を含む、適切な個人情報保護手段を講じています。このほか、EFとその関連会社は、プログラムに関連するご案内にお客様にお届けするために、お客様の個人情報（第三者機関より収集した情報を含む）を利用させていただく場合があります。お客様は、任意の時点で、下記の方法により、EFがマーケティング目的でお客様の個人情報を利用することについての同意を解消することができます。EFは、お客様の個人情報を、収集された目的のために必要である限り、もしくは法律および市場調査基準に定められている期間、またはお客様から個人情報利用に関する同意の解消があるまで、マーケティング目的で個人情報を保持いたします。EFが保持しているお客様の個人情報の取扱い、および標準個人情報保護法に抵触する恐れがある場合、または、その個人情報の修正・消去を希望される場合、もしくは個人情報の利用制限を希望される場合、あるいはEFがデータアクセスの権利を行使することに対する異議を申し立てる場合には、主催者（アーク管理者）EF Education First Ltd., Switzerland, Selnaustrasse 30, CH-8001 Zurich, Switzerlandまでご連絡いただくか、www.efjapan.co.jp/legal/contact-us/より、専用フォームをご送信ください。苦情を申し立てたい場

合は、日本の監督機関へお申し出いただくことも可能です。https://www.efjapan.co.jp/legal/privacy-policy/から、EFのプライバシーポリシーをご覧ください。EFにおけるお客様の個人情報および権利の取り扱いについてご確認ください。

30. 写真および動画

プログラム参加者、及び保護者/後見人は、本規約に同意いただいた時点で、以下の写真、動画、音声やEFがあらゆる広告またはプロダクトマーケティングに自由に利用できることにご同意したものとします。
 ・プログラム参加中に参加者を撮影したものの
 ・プログラムの一環として参加者が作成したEFのホームページやアプリにアップロードしたものの
 ・またはInstagram, Twitter などのSNSサイトに#EFMoment, #EF4ever等、EFが作成したハッシュタグをつけて投稿したものの

31. 法的責任と不可抗力

EFは、EFの責に帰すべからざる事由（火災、自然災害、政府による決議、業務委託先の過失、労働争議、市民による暴動、犯罪、テロ、公衆衛生上の非常事態、第三者による意図しない）による不履行を含むがこれらに限らない）による人または物に対する損失、損害、損傷、またはサービスの提供の遅延・不履行に対し責任を負いません。ただし、法令により、この排除を越えて明示的に定められる責任については、この限りではありません。

32. 誤字、誤植

EFは誤字・誤植を訂正する権利を有し、明らかな誤記載による法的拘束は受けませんものとします。

33. その他

- (a) 特別緊急の場合を除き、プログラム参加中の参加者本人や滞在先への連絡はいたしません。
- (b) 滞在中に金銭が不足した場合、EFが送金したり、金銭を貸し出ししたりはいたしません。
- (c) 旅券、航空券、その他貴重品の管理は全て参加者本人で行っていただきます。
- (d) ホストファミリー、学生寮滞在中における安全確保に配慮いたしますが、その範囲を超えた問題（盗難やホストファミリーとの間に生じたトラブル等）の責任は負いかねます。その場合、トラブルの解決は参加者本人に行ってください。
- (e) 参加者のお申し出に基づき、可能な範囲内で、問題解決のために協力いたします。
- (f) 現地で生じた諸問題については、帰国後では事実確認が困難なため、対応できかねます。現地でEFキャンパス担当者やホストファミリー等に相談を、必ず現地で解決してください。
- (g) 現地で問題等が発生し、解決に伴う協力をお願いさせていただく場合は、状況把握をより正確に合わせさせていただきますので、プログラムに参加されている契約当事者（未成年の方の場合は除く）に限らせて頂きます。

34. 苦情申し立て

プログラム参加中は、問題解決に対処するため、苦情等については現地スタッフにご相談ください。また、お客様がお申込みされたコースおよび各種サービスが契約通りに履行されていないと思われる場合は、書面にて遅滞なくEF日本事務局へお知らせください。

35. 主催者

本プログラムはEF Education First Ltd., Switzerlandが主催・販売しています。イー・エフ・エデュケーション・ファースト・ジャパン株式会社も、EF Education First Ltd., Switzerlandが主催・販売する留学研修プログラムを日本にてプロモーションしています。

36. 準拠法

本契約は抵触法の原則にかかわらず日本法に準拠します。本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専断的合意管轄裁判所とします。